



# 2021 Budget Snapshots

**Stand United, We Shall Prevail**



KPMG in Malaysia

7 November 2020

# 2021 Budget Highlights



## 1 個人所得税率の見直し

居住者の個人所得税率  
引き下げ ↓ 1%

賦課年度2021より、居住者の課税所得帯RM50,001～RM70,000にかかる税率を、14%から13%へ引き下げる。

## 2 失業補償の所得控除増加

所得控除 ↑ RM10,000

賦課年度2020および2021において、失業補償にかかる所得控除限度額を、従来のRM10,000からRM20,000へ引き上げる。

## 3 移転にかかるインセンティブ適用会社の外国人駐在員

15% 5年間の固定的な  
所得税率適用

- 月額給与RM25,000以上のキーポジションもしくはCクラスの外国人駐在員5名を限度とする。
- 固定的な所得税率が適用される期間を通じて、マレーシア税法上の居住者となること。
- 2020年11月7日から2021年12月31日までに、Malaysian Investment Development Authority (MIDA)に受理された申請が対象。

## 4 Returning Expert Programme (REP)の見直し

15% 給与所得に対して5年間の  
固定的な所得税率適用

- 固定的な所得税率の適用に加え、自動車購入時の輸入関税、物品税を免除する（RM100,000を限度）。
- 2021年1月1日から2023年12月31日までに、Talent Corporation Malaysia Berhadに受理された申請が対象。

## 5 本人、配偶者、子女の医療費

所得控除 ↑ RM2,000

- 以下の所得控除を引上げる。
  - a) 本人、配偶者、子女の重篤治療費、および本人、配偶者の不妊治療に対する医療費の控除限度額をRM6,000からRM8,000へ引上げ。
  - b) 健康診断費用の控除限度額を、RM500からRM1,000へ引上げ。

上記(a)と(b)の合計で、RM8,000を上限とする。

- RM1,000を限度として、予防接種費用も上記控除の対象となる。

賦課年度2021より適用される。

## 6 両親のための医療費、介護ケア費用

所得控除 ↑ RM3,000

賦課年度2021より、両親のための医療費や介護ケア費用の控除限度額が、RM5,000からRM8,000へ引上げられる。

## 7 ライフスタイル控除

所得控除 ↑ RM500

- ライフスタイル控除限度額をRM2,500からRM3,000へ引上げ、増額したRM500についてはスポーツ器具購入、スポーツ施設利用費、スポーツ大会参加費に対する控除とする。
- 既存のライフスタイル控除の対象に、電子新聞の購読費を含める。

賦課年度2021より適用される。



## 8 クラウドファンディング出資への税務インセンティブ

50%

クラウドファンディング出資額  
の50%を所得控除

10%

RM50,000、もしくは合計所得の10%の、いずれか低い金額を上限

2021年1月1日から2023年12月31日までの出資が対象となる。

## 9 技術職業訓練・教育研修費

- RM7,000の控除が認められている技術職業訓練・教育研修費について、Department of Skills Development, Ministry of Human Resourcesにより認可された技能向上・自己啓発の支出も対象とする。
- 当該費用の控除額は、賦課年度2021および2022において各年度RM1,000を上限とする。

## 10 配偶者が身障者の場合

所得控除

↑ RM1,500

賦課年度2021より、配偶者が身障者である場合の所得控除額をRM3,500からRM5,000に引き上げる。

## 11 私的退職年金スキーム (PRS) への拠出金

所得控除

+4 years

RM3,000の所得控除を、賦課年度2025まで延長する。

## 12 国家教育貯蓄スキーム (SSPN) への拠出金

所得控除

+2 years

RM8,000の所得控除を、賦課年度2022まで延長する。

### 13 Global Trading Centre 税務インセンティブ



5年間（+5年）、10%の軽減税率

2021年1月1日から2022年12月31日までに、MIDAに受理された Global Trading Centreについて、5年間（+5年）、10%の軽減税率が適用される。

### 14 Principal Hub インセンティブの延長

+ 2 years

- 申請期限が2年間延長され、2022年12月31日までとなる。
- 高付加価値業務に従事する従業員数、年間事業経費、キーポストの人数について、更新時の要件が緩和される。

### 15 特定のサービス業の移転にかかるインセンティブ

0% - 10% 新規投資：10年間、0%～10%の軽減税率

10% 既存会社の新たなサービス分野への投資：10年間、10%の軽減税率

事業を移転し新規投資を行った場合のインセンティブについて、製造業に加え、特定のサービス業にも対象が拡大される。

- テクノロジーソリューション
- クラウドコンピューティング
- 研究開発/デザイン開発
- 医療機器試験研究、臨床試験
- その他財務省指定のサービス

2020年11月7日から2022年12月31日までに、MIDAに受理された申請が対象。



16

## 製造拠点の移転にかかるインセンティブの延長

+ 1 year

0%

or

100%

新規投資：

10年間又は15年  
間の法人税免除

既存会社：

5年間、100%の投資  
税額控除

2022年12月31日までに、MIDAに受理された申請が対象。

17

## 既存インセンティブの期間延長

Until 2022

- 航空ビジネスのMRO活動
- 造船/船舶修繕
- バイオネクサス企業
- 経済コリドー開発

18

工業化建築システム（IBS）用資材の製造者向け  
インセンティブの延長

+ 5 years

- 5年内の適格資本的支出の60%について、所得の70%を限度とした投資税額控除。
- 3種類以上のIBS資材の製造又は3種類以上のIBS資材を用いたIBSシステムの提供が求められる。
- 2021年1月1日から2025年12月31日までに、MIDAに受理された申請が対象。



19

## 医薬品（ワクチン含む）製造業に対する税務インセンティブ

0% - 10% 当初10年間の法人税率

10% 11年目から20年目までの法人税率



機械装置、原材料購入時の助成金、  
輸入関税・売上税免除

2020年11月7日から2022年12月31日までに、MIDAに  
受理された申請が対象。

20

## 民間ヘルスケアサービスの輸出にかかる税務インセンティブの延長

+ 2 years

ヘルスケアサービス輸出の増加額について、所得の70%  
を限度として控除することができるインセンティブが、賦課  
年度2022まで延長される。

21

## 研究開発成果の商業化にかかる税務インセンティブの延長

- 公的研究機関（公的/民間高等教育機関を含む）の研究開発成果を  
商業化した会社への投資について、税額控除が認められる。
- 公的研究機関（公的/民間高等教育機関を含む）の研究開発成果を  
商業化した会社は、10年間、法人税が100%免除される。
- 2020年11月7日から2025年12月31日までに、MIDAに受理された申  
請が対象。



22

高齢者、前科者、仮釈放者等の雇用にかかる所得控除

+ 5 years

高齢者、前科者等の雇用にかかる支払給与の追加の所得控除が、賦課年度2025まで5年間延長される。

23

Green Sustainable and Responsible Investment (SRI) sukukおよび債券の発行者に対する助成金の免税

- Green SRI sukukの助成金に対する免税措置が、マレーシア証券委員会（SC）に承認された ASEAN Green, Social and Sustainability Bond Standards を満たすすべてのsukukと債券に拡大される。
- 2021年1月1日から2025年12月31日までに、SCに受理された申請が対象。

24

上場投資信託

+ 5 years

印紙税免税の延長

2021年1月1日から2025年12月31日までに実行される上場投資信託（ETF）の取引に関する契約書の印紙税が免除される。



25

## 最初の住宅

印紙税の免税 – 最初の住宅用不動産の価値

RM300,000 → RM500,000

- マレーシア国民が最初に住宅用の不動産を購入する際の譲渡証書および借入契約の100%免税の対象となる不動産価値の上限が、RM300,000からRM500,000に引き上げられる。
- 2021年1月1日から2025年12月31日までに締結される売買契約に適用される。

26

## 放棄された住宅プロジェクトの再開

+ 5 years

印紙税免税の延長

放棄されたプロジェクトの請負業者/ 開発業者および元の住宅購入者を救済するために導入されている、認定された住宅プロジェクトを再開させるための印紙税の免除措置が、2021年1月1日から2025年12月31日までの間に実行される借入契約および譲渡証書にも適用される。

27

## オンラインプラットフォームを通じた宿泊予約への観光税

2021年7月1日より、オンラインプラットフォームを通じた宿泊予約も観光税の対象となる。



## 28 国内組立のバス

# + 2 years

### 売上税免税の延長

国内で組み立てられたバス（エアコン含む）にかかる売上税の免税措置が、2022年12月31日まで延長される。

## 29 自由工業地域（FIZ）及び保税工場（LMW）

# 10% → 40%

### 付加価値業務、追加業務にかかる売上高の制限

FIZおよびLMW内における付加価値業務、追加業務（以下参照）の売上高の制限が、企業の年間売上高の40%まで引き上げられる:-

- 研究開発
- 製品デザイン
- マーケティング（IPCのみ）
- 流通（RDCのみ）
- 品質管理
- 較正や調製を含むテストおよび試運転
- ラベリング、梱包および再梱包
- 再製造、補修および修理
- サプライチェーンマネジメント、戦略的調達業務および統合サポート

2020年11月7日以降に関税局（RMCD）に受理された、新規の申請及び売上高の制限を引き上げる申請から適用となる。

## 30 Vapeを含む電子タバコへの物品税の課税

2021年1月1日から以下の物品税が課せられる:-

- Vapeを含むすべてのタイプの電子、非電子タバコに対して10%
- Vapeを含む電子タバコに使用される液体、ゲルに対して1mlあたりRM0.40